

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（882））
2. 日 時：平成30年4月20日 13時30分～16時40分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

植木主任安全審査官、津金主任安全審査官、照井安全審査官、堀野技術参与、  
山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ グループマネージャー

他5名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 副長 他1名

中部電力株式会社：原子力土建部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当係長

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月17日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち耐震性に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<設計用床応答曲線の作成方法及び適用方法>

- 固有振動数を20Hzまで考慮した場合と50Hzまで考慮した場合で地震応答解析結果はほとんど変わらないことについて、その要因を整理して提示すること。
- 配管系の解析の代表性及び妥当性の確認のため、既設配管の固有周期を確認し整理して提示すること。その結果に応じて、格納容器スプレイヘッダの代わりに評価可能な配管があるか整理して提示すること。

<地震等価繰返し回数の算定条件>

- 「図1 適用する等価繰返し回数の使い分け」の中の「一律に定める等価繰返し回数の設定」について、当該設定はフローチャートの検討の前に行われるので、フローチャートの記載について再度整理して提示すること。また、一律に定める等価繰返し回数の設定において仮定したピーク応力値をフローチャートに記載すること。
- 原子炉格納容器、原子炉圧力容器等及び原子炉建屋の等価繰返し回数の算定結果について、鉛直方向の算定結果の違い及びその要因を整理して提示すること。
- 東海第二における等価繰返し回数の設定の妥当性について、整理して提示すること。
- 一律に定める等価繰返し回数を適用する設備と適用しない設備について、明確化し整理

して提示すること。また、等価繰返し回数を個別に設定する設備の設定法を整理して提示すること。

- 地震等価繰返し回数の算定方針について、ピーク応力方法を用いる目的、理由等について整理して提示すること。
- 「表1 基準地震動 $S_s$ における等価繰返し回数」及び「表2 地盤物性のばらつき等を考慮した等価繰返し回数の算定結果」について、原子炉建屋だけではなく原子炉格納容器の結果も記載すること。
- 等価繰返し回数の設定について、各方向の回数の最大値により設定していることについて、水平2方向及び鉛直方向の3方向の二乗和平方根による回数等を適用しない理由を整理して提示すること。

<耐震性に関する説明書>

- 立軸ポンプの軸受けの評価について、PWRの審査事例も踏まえて評価方針を整理して提示すること。
- 耐震計算において公称値を適用する根拠について、PWRの審査事例も含めて再度整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 工事計画に係る補足説明資料 耐震性に関する説明書のうち補足-340-13【機電分耐震計算書の補足について】